

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第二章 所得税法の特例	第二章 所得税法の特例
第一節 利子所得	第一節 利子所得
第一節の二 配当所得	第一節の二 配当所得
第二節 不動産所得及び事業所得	第二節 不動産所得及び事業所得
第一款 特別税額控除及び減価償却の特例	第一款 特別税額控除及び減価償却の特例
第10条の5の4((給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除))関係	第10条の5の4((給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除))関係
<u>第10条の5の4の2((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u>	<u>(新 設)</u>
第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係	第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係
第二款 準備金	第二款 準備金
第三款 鉱業所得の課税の特例	第三款 鉱業所得の課税の特例
第四款 農業所得の免税	第四款 農業所得の免税
第五款 その他の特例	第五款 その他の特例
第三節 給与所得及び退職所得	第三節 給与所得及び退職所得
第四節 山林所得及び譲渡所得	第四節 山林所得及び譲渡所得
第四節の二 内部取引に係る課税の特例等	第四節の二 内部取引に係る課税の特例等
第五節 住宅借入金等特別控除	第五節 住宅借入金等特別控除
第六節 その他の特例	第六節 その他の特例
<u>第10条の5の4の2((認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u>	<u>(新 設)</u>
<u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u>	<u>(新 設)</u>
<u>10の5の4の2－1 措置法第10条の5の4の2第1項に規定する認定導入事業者(以下第10条の5の4の2関係において「認定導入事業者」という。)が、その取得又は製作若しくは建設(以下第10条の5の4の2関係において「取得等」という。)をした同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下第10条の5の4の2関係において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、</u>	

当該認定特定高度情報通信技術活用設備が専ら当該認定導入事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備は当該認定導入事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の4の2-2 措置法第10条の5の4の2第3項に規定する税額控除限度額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、認定導入事業者が取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得等をされたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の属する年（以下この項において「供用年」という。）において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

第41条の19の4（(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)）関係

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定による高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用

(新 設)

第41条の19の4（(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)）関係

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定による高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用

機械等を取得した場合の所得税額の特別控除 (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除 <u>(8) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除</u> <u>(9) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除</u> <u>(10) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除</u> <u>(11) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除</u> <u>(12) 措置法10条の5の4の2の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除</u> <u>(13) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）</u> <u>(14) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(15) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(16) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(17) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(18) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(19) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(20) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除</u> <u>(21) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除</u> <u>(22) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除</u>	機械等を取得した場合の所得税額の特別控除 (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除 <u>(新 設)</u> <u>(8) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除</u> <u>(9) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除</u> <u>(10) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除</u> <u>(新 設)</u> <u>(11) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）</u> <u>(12) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(13) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(14) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(15) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(16) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(17) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</u> <u>(18) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除</u> <u>(19) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除</u> <u>(20) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除</u>
--	---